

いじめ防止等のための基本方針

令和6年4月改訂版



神栖市立深芝小学校

いじめ防止基本方針

神栖市立深芝小学校

令和6年4月 改訂

はじめに

本校は平成17年に開校し、地域社会に開かれ、信頼され、愛される深芝小学校を目指して学校づくりに取り組んでいる。目指す学校像として「**未来に向けて、たくましく、自ら学び考え実践できる児童を育てる一子どもの夢を育み笑顔に出会えるあたたかい学校づくりをめざして**」を掲げ、実現に向けて様々な目標に全職員が一丸となって活動している。すべては、児童にとって自分の夢や希望を叶えるという、明るい未来に繋がるものでもあると考えているからである。

しかし、全国では、いじめを背景とした痛ましい出来事が発生している。このような中、深芝小学校では、以下の基本方針のもと、学校全体でいじめの問題の克服に取り組むものとする。

1 いじめ防止のための基本的な方針

(1) いじめの定義

(定義)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止対策推進法第2条)

「一定の人的関係」とは、同じ学校に通っている関係性だけを指すのではなく、学数塾やスポーツクラブ等の課外活動での人間関係も同様である。ただし、被害児童がいじめを否定することもあるので、表情や様子を丁寧に観察することが必要である。具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

(2) 学校いじめ防止の基本理念

いじめ防止等のための対策は、いじめは、全ての児童に関係する問題であり、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。本校では、いじめはいつでも起こりうることを念頭において、全ての児童がいじめを行わず、またいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめ問題に関する児童の理解を深めることを旨として行わなければならない。

(3) いじめの禁止

児童等は、いじめを行ってはならない。

(いじめ防止対策推進法第4条)

(4) 学校及び職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他関係者と連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれを対処する責務を有する。(いじめ防止対策推進法第8条)

(基本姿勢)

- ① いじめを許さないという毅然とした態度で、いじめの兆候や発見を見逃さない集団づくりや雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人一人の有用感を高め、自尊感情を育むとともに、自他の存在を認め合える教育活動を推進する。
- ③ いじめ防止、早期発見、早期対処のために、いじめに対する認識を全職員で共有する。
- ④ いじめ防止、早期発見、早期対処のために、職員がチームで教育活動にあたりるとともに、保護者や関係団体、専門家との連携を図る。

(5) 保護者の責務

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保

護するものとする。

保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。(いじめ防止対策推進法第9条)

(6) コンプライアンス (法令遵守)

いじめ防止対策推進法の趣旨と内容を理解し、これを遵守するとともに、いじめ防止等のための基本方針を受けて策定した「学校いじめ防止基本方針」に基づいて、いじめ防止、早期発見、早期対処に向けての教育活動を充実させる。また、いじめ問題への対応にあたっては「学校いじめ防止基本方針」に基づいて適切な情報収集を行い、その内容について丁寧且つ正確な説明を行い、隠蔽や虚偽の説明を行わない。

2 学校のいじめ対策組織

(1) 名称 神栖市立深芝小学校いじめ防止・相談委員会

(2) 組織

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、学年主任、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーからなる校内組織を設置する。

○ 学校基本方針の改定

・組織の全構成員の参加

○ 日常的な業務についての協議 (組織の中に事務局を決め対応)

・校長 教頭、教務主任、生徒指導主事 (事務局)、養護教諭、学年主任、特別支援教育コーディネーター

○ いじめの疑いに係る情報があったときの緊急会議

・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、関係学年主任、当該担任、その他必要に応じて人員を組織する。

<家庭や地域、関係機関と連携した組織>

・PTA本部役員会・全体役員会・総会、神栖二中学区生徒指導連絡協議会、**学校運営協議会**

(3) 役割

本組織は、具体的に以下の役割を果たす。

① 学校経営方針に基づくいじめ防止の取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割。

② いじめ相談・通報の窓口としての役割。

③ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに関する情報収集と記録共有を行う役割。

④ いじめの疑いに係る情報があったときは、緊急に会議を開き、情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携などの対応を組織的に実施するための中核としての役割。

⑤ 重大事態発生時には、神栖市教育委員会等の関係機関と連携して対応。

3 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

① 児童が楽しく生き生きと活動できる「分かる授業」の展開 (道徳教育の充実)

・**生徒指導の実践上の4つの視点**を重視した「分かる授業」を展開する。

・道徳的実践力を培う道徳教育の充実を図る。

・生命尊重の態度と人権意識の育成を図る。

・体験活動を重視する。

② 保護者・地域との連携を図る

・**校内オンライン窓口 (学校ホームページ) や連絡アプリ「tetoru」、**学校便り等を活用して、定期的にいじめに対する本校の姿勢を明らかにし、**いじめを未然に防ぐ方法や察知する方法等の情報**を提供する。

・いじめ問題に対する基本方針や保護者の責任等を明らかにし、児童や保護者の理解を得る。

③ 児童への啓発活動と児童の自発的な活動の支援

・人権標語による啓発。

・いじめ撲滅に向けての掲示物の作成。

・道徳教育の充実。

・**異学年でいじめについて話し合う場を設定する等、縦割り班活動の充実。**

④ 教育相談や個別面談の実施

・定期的に教育相談や個別面談を実施し、いじめや**学校生活での心配事**がないか等確認する。

・必要に応じ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用する。

⑤ インターネットや携帯電話を通じて行われるいじめに対する対策

・情報モラル教育の充実と教職員の指導力の向上を図る。

・児童、保護者への啓発と家庭・地域との連携を図る。

⑥ いじめに関する教職員の研修

・**いじめの定義等基本認識を共有し、**指導上の留意点等について教職員間の共通理解を図る。

・「生徒指導リーフ」「いじめ問題に関する取組事例集」等を活用して、いじめの構造、進行、変遷、態様の研修を行う。

いじめ防止に関する指導・取組 年間計画

神栖市立深芝小学校

	職員による会議・研修・取組	担当	学年・学級で行う指導・活動	担当
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○年度始め職員会議 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導ガイドの説明 (学校のきまり・組織・不審者対応等) ・ふかふかスタイルについて ○職員研修 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止基本方針についての研修 ○ふかふか支援会議 <ul style="list-style-type: none"> ・春休み支援状況の確認と情報交換 ・校内支援体制について ○いじめ相談ボックス・校内オンライン窓口(ふかふか相談室)の確認(毎日) ○深芝小学校いじめ防止基本方針 ○学童保育との連携 ○保健室調査(毎月報告) ○いじめアンケートの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 生指主事 特支コ 生指主事 特支コ 生指主事 校長・教頭 生指主事 教務主任 養護教諭 学級担任 	<ul style="list-style-type: none"> ○学級開き <ul style="list-style-type: none"> ・学級目標の設定 ・学級組織づくり ・グループエンカウンター ○学級(学年)懇談会 <ul style="list-style-type: none"> ・学校と家庭との連携や協力の確認 ○家庭訪問 <ul style="list-style-type: none"> ・担任と保護者の相互理解 ○いじめ相談ボックス・オンライン相談窓口(ふかふか相談室)の使い方 ○学年会 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめや生徒指導事案の確認 ○いじめアンケートと教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> 学級担任 学級担任 (学年主任) 学級担任 学級担任 学年主任 学級担任
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○職員研修 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導の実践上の4つの視点を生かした授業づくり ○ふかふか支援会議 <ul style="list-style-type: none"> ・共通理解の必要な児童について ・情報交換 ○いじめ相談ボックス・校内オンライン窓口(ふかふか相談室)の確認(毎日) 	<ul style="list-style-type: none"> 生指主事 特支コ 生指主事 校長・教頭 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校生活アンケート(いじめ含む)と教育相談(全児童対象) ○学年会 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめや生徒指導事案の確認 ○学年朝会 <ul style="list-style-type: none"> ・全体指導の必要のある事案の指導 ○学校生活アンケート(いじめ含む)と教育相談(全児童対象) 	<ul style="list-style-type: none"> 学級担任 学年主任 学年担当 学級担任
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○職員研修 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ事案の判例を踏まえた組織的な対応 ○いじめ相談ボックス・校内オンライン窓口(ふかふか相談室)の確認(毎日) ○ふかふか支援会議 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者との適切な関わりについて ・情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> 生指主事 生指主事 校長・教頭 特支コ 	<ul style="list-style-type: none"> ○縦割り班活動 ○学年会 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめや生徒指導事案の確認 ○学年朝会 <ul style="list-style-type: none"> ・全体指導の必要のある事案の指導 ○いじめアンケートと教育相談 ○Q-Uテストの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 縦割り担当 学年主任 学年担当 学級担任 学級担任
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○ふかふか支援会議 <ul style="list-style-type: none"> ・夏休み支援対策と情報交換 ○いじめ相談ボックス・校内オンライン窓口(ふかふか相談室)の確認(毎日) ○全校集会でのいじめ、生活指導の講話 ○学童保育との連携 ○学校生活アンケート結果の保護者への報告 	<ul style="list-style-type: none"> 特支コ 生指主事 校長・教頭 生指主事 教務主任 生指主事 	<ul style="list-style-type: none"> ○縦割り班活動 ○夏休みの生活指導 ○学級(学年)懇談会 <ul style="list-style-type: none"> ・学校での生活の様子の報告 ・保護者からの相談や意見の集約 ○いじめアンケートと教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> 縦割り担当 学級担任 学級担任 (学年主任) 学級担任
8月	<ul style="list-style-type: none"> ○職員研修 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ事例検討会 ○職員会議 <ul style="list-style-type: none"> ・情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> 生指主事 生指主事 	<ul style="list-style-type: none"> ○夏休み支援対策の実施状況確認 ○学区内巡視(学童保育含む) ○Q-Uテストの結果分析 	<ul style="list-style-type: none"> 学年主任 全職員 全職員

	○校内オンライン窓口(ふかふか相談室)の確認(毎日) ○夏休み明けの配慮を要する児童の確認	全職員 生指主事		
9月	○ふかふか支援会議 ・夏休み支援状況の報告と情報交換 ○いじめ相談ボックス・校内オンライン窓口(ふかふか相談室)の確認(毎日) ○学童保育との連携	特支コ 生指主事 校長・教頭 教務主任	○縦割り班活動 ○学年会 ・いじめや生徒指導事案の確認 ○学年朝会 ・全体指導の必要のある事案の指導 ○学校生活アンケート(いじめ含む)と教育相談(全児童対象)	縦割り担当 学年主任 学年担当 学級担任
10月	○ふかふか支援会議 ・支援状況の確認と再考 ○いじめ相談ボックス・校内オンライン窓口(ふかふか相談室)の確認(毎日)	特支コ 生指主事 校長・教頭	○縦割り班活動 ○運動会での公正公平な態度の育成 ○5年宿泊学習(グループ編成への配慮) ○学年会 ・いじめや生徒指導事案の確認 ○学年朝会 ・全体指導の必要のある事案の指導 ○いじめアンケートと教育相談	縦割り担当 学級担任 学級担任 学年主任 学年担当 学級担任
11月	○ふかふか支援会議 ○いじめ相談ボックス・校内オンライン窓口(ふかふか相談室)の確認(毎日)	特支コ 生指主事 校長・教頭	○縦割り班活動 ○学年会 ・いじめや生徒指導事案の確認 ○6年修学旅行(グループ編成への配慮) ○いじめ防止フォーラム等 ○学年朝会 ・全体指導の必要のある事案の指導 ○いじめアンケートと教育相談 ○Q-Uテストの実施	縦割り担当 学年主任 学級担任 児童会 学年担当 学級担任 学級担任
12月	○ふかふか支援会議 ・冬休み支援対策と情報交換 ○いじめ相談ボックス・校内オンライン窓口(ふかふか相談室)の確認(毎日) ○全校集会でのいじめ、生活指導の講話 ○学童保育との連携 ○冬休み中に配慮を要する児童の確認	特支コ 生指主事 校長・教頭 生指主事 教務主任 生指主事	○縦割り班活動 ○冬休みの生活指導 ○個別面談 ○学年会 ・いじめや生徒指導事案の確認 ○学年朝会 ・全体指導の必要のある事案の指導 ○いじめアンケートと教育相談 ○Q-Uテストの結果分析	縦割り担当 学級担任 学級担任 学年主任 学年担当 学級担任 全職員
1月	○冬休み明けの配慮を要する児童の確認 ○ふかふか支援会議 ・冬休み支援状況の確認と情報交換 ○いじめに関する情報提供(学校便り) ○いじめ相談ボックス・校内オンライン窓口(ふかふか相談室)の確認(毎日)	生指主事 特支コ 校長・教頭 生指主事 校長・教頭	○縦割り班活動 ○学年会 ・いじめや生徒指導事案の確認 ○学年朝会 ・全体指導の必要のある事案の指導 ○学校生活アンケート(いじめ含む)と教育相談(全児童対象)	縦割り担当 学年主任 学年担当 学級担任
2月	○ふかふか支援会議 ・いじめチェックリスト	特支コ	○縦割り班活動 ○学年会	縦割り担当 学年主任

	○いじめ相談ボックス・オンライン相談窓口（ふかふか相談室）の確認（毎日）	生指主事 校長・教頭	・いじめや生徒指導事案の確認 ○学年朝会 ・全体指導の必要のある事案の指導 ○いじめアンケートと教育相談	学年担当 学級担任
3月	○職員研修 ・「いじめ防止基本方針」の見直し ○ふかふか支援会議 ・春休み支援対策 ○いじめ相談ボックス・校内オンライン窓口（ふかふか相談室）の確認（毎日） ○全校集会でのいじめ、生活指導の講話 ○学童保育との連携 ○春休み中に配慮を要する児童の確認	生指主事 特支コ 生指主事 校長・教頭 生指主事 教務主任 生指主事	○縦割り班活動 ○春休みの生活指導 ○学年会 ・いじめや生徒指導事案の確認 ○学年朝会 ・全体指導の必要のある事案の指導 ○学級編制 ・交友関係等に配慮をした学級編制 ○いじめアンケートと教育相談	縦割り担当 学級担任 学年主任 学年担当 学級担任 学級担任

(2) いじめの早期発見

① アンケート調査の実施

- ・いじめに特化したアンケート(記名、月1回)調査の実施。
- ・年3回の学校生活アンケート(5月、9月、1月)実施。
- ・いじめや困ったことの有無、内容、継続性等。

② 教育相談の実施

- ・学校生活アンケート調査等をもとに、定期的な教育相談を行い、いじめの実態の把握に努める。
- ・①のアンケート等で気になる回答については、必ず「神栖市立深芝小学校いじめ防止・相談委員会」に報告し、速やかに臨時的な教育相談を行うなど適切に対応する。
- ・児童、保護者から訴えがある場合は、速やかに臨時的な教育相談を行う。
- ・学校生活において児童の言動に変化が見られる場合は、速やかに臨時的な教育相談を行う。

③ 普段の観察

- ・複数の教師の目で児童に関わることで、発見の機会を増やす。
- ・休み時間に校内の巡視を行う。(特別教室、トイレ等)

④ いじめにあったとき、目撃したときの相談、通報についての指導

- ・いじめられていることを「はずかしいこと」「自分の責任」と捉えないことを指導する。
- ・相談したり通報したりすることは、適切な行為であることを指導する。
- ・被害者の安全は、必ず守るという強い意志を教師が示す。

⑤ 電話相談やSNS相談窓口について周知する。

- ・神栖市のいじめ相談窓口 いきいき神栖 電話 0299-97-2816 (平日 9:00~16:00)
- ・いじめ・体罰解消サポートセンター鹿行 電話 0291-33-6317 (平日 9:00~17:00)
- ・「いじめなくそう! ネット目安箱」 rokkouijimekaisho@edu.pref.ibaraki.jp
(茨城県いじめ・体罰解消サポートセンターのホームページから)
- ・子どもホットライン 電話 029-221-8181 (毎日24時間対応)
FAX 029-302-2166 Eメール kodomo@edu.pref.ibaraki.jp
- ・24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310 (なやみ言おう) (24時間)
(PHS、IP電話からはつながりません)
- ・いばらき子どもSNS相談 (4月1日~3月31日、18:00~22:00)

⑥ SOSを出しやすい環境をつくる相談体制の充実

- ・いじめ相談ボックスの活用や校内オンライン窓口を設置し、児童の相談しやすい教職員やタイミングを確認しながら相談できることを児童に定期的に周知する。

4 いじめを認知したときの対応について

(1) いじめの認知について

いじめの認知については、特定(一人)の職員の判断だけによらず、「いじめ防止・相談委員会」を活用する。一つ一つの事例が「いじめ」に当たるか否かの判断は、次の四つの点を検証し、積極的に認知していく。

- ① 行為をした者(A)も行為の対象となった者(B)も児童である。
- ② AとBの間に一定の人間関係が存在すること。
- ③ AがBに対して心理的または物理的な影響を与える行為をしたこと。
- ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること。

(2) 初期対応

いじめの連絡、相談を受けた場合、速やかに被害者の安全を確保するとともに、「いじめ防止・相談委員会」を開く。校長のリーダーシップの下、当該いじめに関する情報を組織で共有し、組織的に対応する。

※ 深芝小学校いじめ防止等体制図参照

(3) 発見者の対応

- ・管理職等へは、その日のうちに報告する。
- ・実態の掌握を行う。(目撃者や被害・加害児童の担任等から)
 - いつ(いつから)
 - どこで
 - だれが(被害者・加害者)
 - 何をした、している、された、されている

(4) 報告後の対応 ※24時間以内に会議を開き、対応方法を協議する。

- ・当該職員と管理職で対応を協議し、翌日に児童が安心して登校できる環境整備に努める。
 - いつまでに
 - だれが
 - 何をするか
- ・訴えた人への進捗状況を報告する。
- ・いじめ解決の判断 ※校長は最後まで見届け、終末まで確認する。

5 いじめに対する措置

- (1) いじめの相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせる。再発防止のために、いじめを受けた児童、保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (3) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、必要に応じていじめを行った児童を、一定期間別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (4) いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講じる。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、神栖市教育委員会及び神栖警察署等と連携して対処する。

<被害者への対応>

- ① どんな理由があっても、いじめられた児童の味方になることを表明する。
- ② 児童の表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続していく。
- ③ 担任を中心として、児童が話しやすい状況（場や聞き手）を設定する。
- ④ いじめを受けた悔しさやつらさに耳を傾け、共感しながら事実を聞く。
- ⑤ 自己肯定感を喪失しないように児童の良さや頑張っているところを認め、励ます。
- ⑥ いじめ加害者との今後の接し方や行動の仕方を具体的に指導する。
- ⑦ 学校はいつでも相談できる体制であることを伝える。
- ⑧ 教育相談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- ⑨ 授業等での活躍の場や友人との関係づくりを支援していく。

<いじめを受けた児童の保護者との連携と助言>

- ① 事実を確認した時点で、速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。内容等の漏れがないよう複数の教師で行う。
- ② 学校として徹底して子供を守り、支援することを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ③ 対応経路をきめ細かく伝える。また、保護者からの子どもの様子等についての情報提供を受ける。
- ④ いじめの全貌が分かるまで、相手の保護者への連絡を避けることを依頼する。
- ⑤ 対応を安易に終わらせず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。
- ⑥ 「子どもに問題があるからいじめに遭う」などの誤った発言をしない。
- ⑦ **電話連絡や家庭訪問を通じて学校・家庭間で情報を共有し、いじめを受けた児童に寄り添う。**

<加害者への対応>

- ① いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に関しては毅然とした態度で指導する。
- ② 加害者に対応する教師は、中立の立場で事実確認する。
- ③ 嘘のない事実確認を行う。
- ④ 被害者のつらさに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせる。
- ⑤ いじめは絶対に許されないことに気付かせる。
- ⑥ いじめに至った経緯を振り返らせながら、今後の行動について考えさせる。
- ⑦ 加害者の不平不満や苛立つ気持ちを聞き取る。
- ⑧ 事実が重大事態であると判断された場合は、関係機関と連携し、学校の安全が確保されるように検討する。
- ⑨ 教育相談等を定期的に行い、教師と交流を重ねながら成長を確認していく。
- ⑩ 授業等でエネルギーをプラスの方向に向かわせ、良さを認めていく。

<いじめた児童の保護者との連携と助言>

- ① 事情聴取後、児童を送り届けながら家庭訪問し、事実を指導の経過とともに伝え、その場で子供に内容に違いがないか確認する。
- ② 相手の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらえるように事実を正確に伝える。
- ③ 指導の経過と変容の様子等を伝え、指導に対する理解を深める。
- ④ 誰もがいじめる側にも、いじめられる側にもなり得ることを伝え、学校は事実について指導し、より良く成長させたいと考えていることを伝える。
- ⑤ 事実を認めなかったり、自分の子供はいじめてないなど、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、改めて事実と学校の指導方針、教師の子供を思う信念を示し、理解を求める。
- ⑥ 保護者を非難したり、これまでの子育てを批判したりすることのないよう十分留意する。
- ⑦ 保護者の不安や子育ての悩みについては、教職員が相談を聞くとともに専門的知識や経験を有するスクールソーシャルワーカー等を紹介する。

<観衆・傍観者への対応>

- ① いじめは、当事者だけの問題ではなく、学級や学年など集団全体の問題であることを確認し、集団全体で対応していく。
- ② いじめの問題に教師が児童と一緒に本気で取り組んでいる姿勢を示す。
- ③ 周囲で、はやし立てていた児童や傍観していた児童も問題の関係者として事実を受け止め

させる。

- ④ 被害者が観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- ⑤ これからどんな行動をとればよいかを考えさせる。
- ⑥ いじめの発生の誘引となった集団の行動や言動について振り返らせる。
- ⑦ いじめを絶対に許さない集団づくりに向けた話し合いをする。
- ⑧ 聴取するときは、過度の緊張感や圧迫感を与えないように短時間で行うようにする。
- ⑨ 聞き取った内容は確実に記録に残しておく。
- ⑩ 聞き取りの際、教師の言葉遣いや態度に十分注意する。

(6) いじめの解消について

いじめは、謝罪をもって安易に解消することはできないため、いじめが「解消している」状態として、少なくとも次の2つの要件を満たしている場合に、「いじめが解消している」と「神栖市立深芝小学校いじめ防止・相談委員会」が判断する。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

◎ いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、神栖市教育委員会又は「神栖市立深芝小学校いじめ防止・相談委員会」の判断により、より長期の期間を設定する。

教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視して情報を神栖市立深芝小学校いじめ防止・相談委員会に報告し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

◎ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。

いじめが解消している状態に至った上で、児童が真にいじめの問題を乗り越えた状態として、加害児童による被害児童に対する謝罪だけではなく、被害児童の回復、加害児童が抱えるストレス等の問題の除去、被害児童と加害児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことを目的に、いじめに対する措置を行う。

6 重大事態への対処

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① いじめにより児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。生命心身財産重大事態（第1号）→速やかに報告② いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。不登校重大事態（第2号）→判断後7日以内に報告 |
|--|

(1) 重大事態の基準

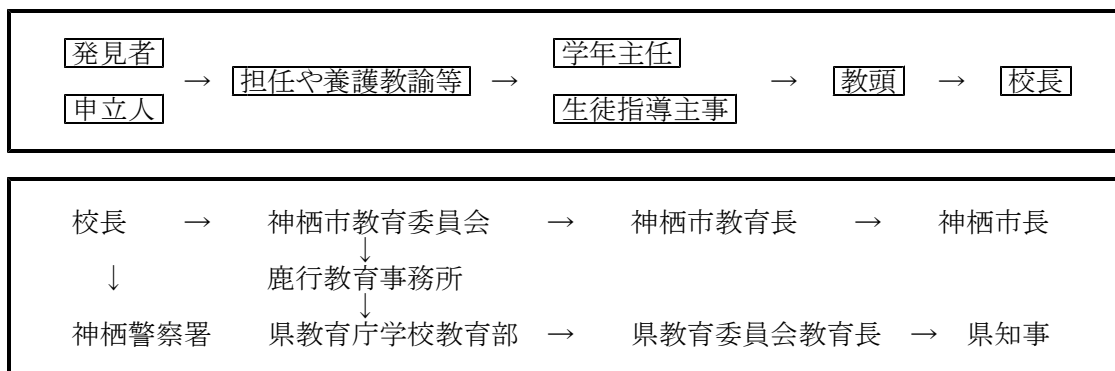
学校のみで判断することなく、設置者に対し相談をし、慎重かつ丁寧に判断する。

- 児童が自殺を企画した場合
- 心身に重大な被害をおった場合
- 金品に重大な被害を被った場合
- いじめにより転学等を余儀なくされた場合

(2) 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童が一定期間連続して欠席しているような場合も教育委員会及び校長の判断で重大事態と認識する。

(3) 重大事態発生時の連絡体制



(4) 調査について

- ① 調査主体をどこに設置するかは、神栖市教育委員会が判断する。
- ② 学校が主体になる場合でも調査内容や人的措置等、教育委員会の協力を得る。
- ③ 事案の特性やこれまでの経緯、いじめを受けた児童またはその保護者が望む場合には、学校における調査（調査主体を教育委員会に置く場合も含む）に並行して、神栖市による調査を要望していることを神栖市教育委員会に伝える。この場合は、調査主体同士が綿密に連携し、適切に役割分担を図れるようにする。
- ④ 学校は、そのいじめ事案が校内で発生又は、理由や背景が校内にあると判断したときは、当該重大事案に係る調査を行うために、速やかに組織を設ける。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

- ① 重大事態に至る原因となったいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。
- ② この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでない。学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図る。
- ③ いじめられた児童から十分に聞き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査を行う。この際、いじめられた児童を守ることを最優先とした調査実施を行う。
- ④ 調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。
- ⑤ いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。
- ⑥ 児童の入院や死亡など、いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ⑦ 調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行っていく。

(6) 自殺の背景調査における配慮事項

- ① 背景調査にあたり、遺族が、当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情をもつことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ② 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ③ 死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、教育委員会及び学校は遺族に対して主体的に、在校生への質問紙による調査や一斉聞き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ④ 詳しい調査を行うにあたり、教育委員会及び学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておく。
- ⑤ 調査を行う組織については、弁護士、医師、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有する者ではない者(第三者)の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。
- ⑥ 調査背景においては、自殺が起きた後の時間の経過に伴う制約のもとで、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うように努める。
- ⑦ 客観的な事実関係の調査を迅速に進め、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求める。
- ⑧ 学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うなど、適切に対応する。
- ⑨ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報が無いからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお亡くな

った児童の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖(後追い)の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO(世界保健機関)による自殺報道への提言を参考にする。

(7) 調査結果の提供及び報告

- ①学校または教育委員会は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。
- ②これらの情報の提供にあたって学校は、他の児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- ③調査結果について、学校は神栖市教育委員会に報告し、神栖市教育委員会は神栖市長に報告する。

7 重大事態の再発防止策について

学校の設置者及び学校は、調査結果において認定された事実に基づき、共通理解の場を設定し、重大事態に至った状況の整理を行い、いじめの未然防止、早期発見、対処、情報共有等の取組や対応について検証するとともに、必要な具体策について十分協議し、速やかに再発防止策を講じる。

8 いじめ防止基本方針及びいじめ防止・相談委員会の見直し

いじめ防止に対する実効性の高い取組を実施するために、いじめ防止基本方針の内容及び神栖市立深芝小学校いじめ防止・相談委員会の組織・運営等については随時見直しを図る。

9 その他

関連法案等

- ・いじめ防止対策推進法(平25年6月28日公布)
- ・いじめ防止対策推進法(平29年4月1日附則施行)
- ・文部科学省いじめの防止等のための基本的な方針(最終改定平29年3月14日)
- ・茨城県いじめ防止基本方針(平26年3月)
- ・神栖市いじめ防止基本方針(平26年9月)
- ・文部科学省いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平29年3月)
- ・茨城県いじめの重大事態対応マニュアル(平31年1月)
- ・茨城県いじめの根絶を目指す条例(令2年4月1日施行)
- ・生徒指導提要(令和4年12月)